

## 会計制度研究会（第1回）議事要旨

日時：平成30年9月18日（金）16：00～18：05

場所：西561会議室

出席委員：藤谷座長、有川委員、石田委員、川澤委員、楠委員

事務局出席者：阿久澤法規課長、照井法規調査官、奈木野補佐、西川補佐

議題：契約方式の多様化への対応について（その1）

### 【総合評価方式について】

- 総合評価方式による必要性を整理すべきではないか。何を基準にして評価するのか。誰が責任をもって判断するのか。現在認めている契約類型についても、棚卸をすることが必要ではないか。
- 予決令には、総合評価方式の細かなルールがない。公共工事は品確法以降、通達等で整備されたが、工事以外の総合評価方式については、それがなく、各省の対応がバラバラで、混沌とした状況にある。実態をよく踏まえて、急いで制度化・法制化する必要があると思われる。
- 総合評価方式、企画競争の対象については、各省それぞれの判断に任されているとのことであるので、まずは各省の実態を把握する必要があると思われる。
- 評価する価格以外の要素は、時代によって変わってくるものであるので、対象となる契約類型を定めるにあたっては、そのあたりも考慮する必要がある。
- 公共工事の総合評価方式については、もともとは技術提案を出させることを想定していたが、実際にはあまりなく、履行能力や施工体制の確認が中心になっている。また、社会施策に係る評価に関しては、地方では導入されているが、国は躊躇している。このような状況の中で、総合評価方式になじむものと、なじまないものを選別していく必要がある。
- 保険加入の有無、従業員対策、リサイクル状況などの要素については、現在の総合評価方式において手つかずの状況にあるが、必ずしもネガティブに受け止める必要はなく、評価してもよいのではないか。
- 評価した内容を契約の中にどう盛り込むのか、それをどう履行したかチェックする制度になっていない。
- 会計職員の責任は重くなっているのに、同じくらい重要なウェイトを占めている価格以外の要素を評価する職員が無責任となっているのは問題である。

### 【企画競争について】

- 企画競争の位置づけが難しい。随意契約は、元々特命随意契約を念頭に置いていたが、「競争性のある随意契約」を新たに設けた結果、入札を行わない（行いたくない）いろいろなものに広がり、法令上の整理がつかない状態になっている。改めて法令上の整理が必要であると思われる。
- 企画競争については、平成 18 年に財務省で通達を発出したが、定義が曖昧であったため、各省が行っている企画競争は大きく分けてふたつのパターンになっている。ひとつは、価格を考慮せず企画で競争させ、勝った者に価格を示してもらう方法である。もうひとつは、価格も考慮し、コストパフォーマンスで競争させる方法である。後者の方法は、一般競争の縮小版であり、企画競争というものになじまないため、平成 27 年 1 月に内閣官房が指針を発出し、対象を狭めた経緯がある。しかし、現状は各省庁の運用に幅があるものとなっていることから、定義を見直してほしい。
- 定義とリンクする話であるが、企画競争には、仕様書が書けないものを仕様書も含めて全体的な提案をしてほしいというものと、ある程度仕様書は書いたけど最後のところは色々提案してほしい、つまり官側で、ある程度予定価格を作ることができコストパフォーマンスも期待できるようなものがあり、どこまで定義を狭められるかが課題である。
- 少しの提案を求めるといっても、一般競争、総合評価方式で対応できるので、仕様書が全く作成できず、交渉が必要なため随意契約になるというものは、実は非常に限られているように思う。
- 「企画競争」という呼称がそもそもよくないのではないか。独立行政法人では企画競争というカテゴリーはなく、「競争性ある随意契約」又は「競争性のない随意契約」としている。
- 企画競争は平成 18 年通達で発生した過渡期の産物であると考えられるため、カテゴリーの再編は必要だと思われる。
- 公共工事品質確保法による新たな方式である技術提案・交渉方式が、企画競争の 1 つとして一部行われているが、WTO 政府調達協定における基準との整理については、国交省も苦労されつつ進められているようである。

### 【公募について】

- 平成 18 年通達における確認公募は、先ほどの随意契約から一般競争入札への流れにおける過渡期の産物であると思われる。既に 10 年程度が経過しており、ある程度確認したのであれば、一般競争と随意契約のどちらかに分けるべきではないか。ただ、一方で業界は常に動いているので、随意契約でずっと続

けてよいのかという問題もあるため、常設的確認公募という方法もあると思う。

- 入札の議論をする際には、得てしてコストの観点の議論が欠けている感があり、公募を行うメリットとしての総合評価方式の手間を省けるという点も考える必要がある。
- 一者応札の削減のため公募を行っており、透明性の確保という点では必要であると思う。
- 法制度化の問題はあると思うが、平成18年通達の「公募」を「事前確認公募」と精緻に定義していただきたい。公募という言葉は多義であるので、現場が混乱しており、統計結果にも影響を与えていると思われる。

#### 【一者応札への対応】

- 一者応札については、まずは原因を解明し、対処する必要がある。それでも一者になってしまった場合、法的な意味での予定価格が一定の合理的な算定による上限として設定されているのであれば、この結果を否定するロジックはないと思う。アメリカでは予定価格が存在しないので、一者応札の場合キャンセルできるとしているが、日本の制度の下での導入は難しいと思う。
- 一者応札とは、競争の中で、競争が行われていない状況なので、契約の競争性・公正性・経済性・透明性の確保の点で問題であると思う。予定価格内であるのでよいとの意見もあるが、新規参入を予定した予定価格を設定したにもかかわらず、従来の事業者による一者応札となると、契約価格が高止まりするという問題がある。
- 既に、一者応札の原因分析・類型化・チェックリストの作成などが、行政支出総点検会議などでなされ、昨年から今年にかけては、行革会議が、「工事」、「情報システム」、「調査」、「それ以外の物品・役務」の4つの契約類型に分け、原因別に類型化したものも示していることから、各省庁の対策も足並みがそろってきていると思われるので、法令で規定する必要性は特にはないのではないか。
- 一者応札の原因を類型化した結果、新たな手続きとして会計法令に書き込むべきものもあるようにも思われるが、契約は千差万別であり、仮に書くとしても大目的・抽象的なものにならざるを得ないと思う。
- 一者応札の原因分析の結果対応として、例えば「参加資格を広げる」とした場合に、会計法と齟齬・相反するものも出てくるケースもあるのではないかと思われるが、これに対しては、法令上何らかの文言を加えるという対応もありえるように思う。

- 一者になるケースでも、不落・不調が全くない中での一者応札などは、怪しいが、不落・不調が多い中で一者応札が多くなることは全くおかしくないし、また、公共工事については、土地・場所の要素も入るため、一者応札の要因分析にあたっては、これらの視点でも見ないといけないと思う。
- その他よくあるケースでは、システムのメンテナンスなどは、他の業者も、物理的に受注が可能ではあるが、システムを整備した業者との引継ぎがあり、その際のコストが大きいという要因で、他の入札参加者が現れないということもある。これに対しては、5年の国庫債務負担行為後に、システムを全て組み替える等の極端なことをしなければ中々なくならないと思う。
- 各省の一者応札への対応の結果、それでも残った一者応札については、不調・不落と連続性のあるやむを得ない当然の一者応札もあると思うが、残りの何%かは、原因を分析した結果、随契に寄せなければならないものもあると思う。この解消がこれからの作業だと思う。
- 技術的に一者応札となる場合の対処の参考として、アメリカでは、一者にしないためにどうするのか、という観点で、あえて特定の優位な企業を外し、トレーニングという意味も含めて、これから成長する企業に発注をするという支援型の方法を導入しているケースもある。これにより、常に二者以上が争いあえる環境を作りあげることができるようになっている。日本でも、これと同様に、価格を上げてでも将来のイノベーションへの投資をするということができるかどうか。会計法上どう位置づけるかという問題もある。
- EUでも、イノベーションパートナーシップなどで、競争の中で、同じ技術を二者が受注して、研究開発をする方法がある。国は二重のコストを払うことになるものの、競争によるイノベーションの実現によって、長期的に見てそのコストはペイすると考えているもの。EU指令にある手続きではあるが、実際の件数は非常に少ないので、仮に日本でこのような手法を採用しても、件数は少ないことが予想される。

以上